

ご存じですか

確定申告を間違えたとき

修正申告・更生の請求などができます

確定申告も終わり、ホッとし
て申告書を眺めいたら、計算
間違いを発見……。

このように、申告書を提出し
たあとで、計算間違いなど申告内
容の間違いを見つけたときは、
それを訂正することができます。
そこで、確定申告が間違つて
いたときの訂正の手続きなどに
ついて紹介しましょう。

税額を少なく

申告していたとき
申告した税額が少なかつたこ
とを、申告後に気付いたときは、
「修正申告」をしてください。

修正申告は、税務署から「更
正」（税務署の調査により、新
たに納める税額が通知される）
を受けるまでは、いつでもでき
ます。しかし、なるべく早く申
告するほうが有利です。

税務署の調査を受けた後で修
正申告をしたり、更正を受けた
りすると、新たに納める税額の
ほかに、その税額の5%の過少
申告加算税がかかります。ただ
し、調査を受ける前に自主的に
修正申告した場合は、過少申告

加算税はかかりません。修正申
告によつて納めることとなる税
金は、申告書を提出する日に納
めることになっています。

税額を多く

申告していたとき

申告した税額が多かつたこと
を、申告後に気付いたときは、
「更生の請求」をすることがで
きます。

更生の請求ができる期間は、
申告期限から一年間。ですから
昭和五十七年度分の更生の請求
ができるのは、昭和五十九年の
三月十五日までです。

更生の請求が出されると、税
務署ではその内容を検討し、請
求が正当な場合は、納め過ぎた
税金が還付されます。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならな
い人が申告を忘れていたときは、
「期限後申告」をしてください。

この期限後申告は税務署から、
「決定」（税務署の調査により、
納める税額が通知される）を受
けるまではいつでもできます。

しかし、なるべく早く申告す
るほうが有利です。それは、「修
正申告」の場合と同様で、税務
署の調査を受けた後で期限後申
告をしたり、決定を受けたりす
ると、納める税額のほかに、そ
の税額の一〇%の無申告加算税
がかかるからです。ただし、調
査を受ける前に申告をした場合
は、無申告加算税は五%で済み
ます。

期限後申告によつて納めるこ
ととなる税金は、期限後申告書
を提出する日に納めなければな
りません。手続きなどにわから
ない点がありましたらお近くの
税務署にご相談ください。

土地や建物を売りました さて、税金は………

3月は、税金の申告の時期でした。

この季節になると、前年に土地や建物を売った（こ
の所得を譲渡所得といいます。）が、税金はどの位い納
めなくてはいけないかなどの相談があいつぎます。

ところが、譲渡所得に対する税金は、所得税（国税）
だけで済むものと思っている方がかなり多くいます。

譲渡所得は、所得税はもちろん町民税や県民税の対
象にもなるし、国民健康保険税の基礎にもなります。

手にしたお金を全部使い切ってしまうと、あとあと
税金の支払いに困ることになりますので、預金、貯金
などにして、納税にそなえましょう。

4月1日から戸籍手数料が 下記のとおり改正されます。

種類	改正前	改正後
戸籍謄、抄本 1通	200円	300円
除かれた戸籍謄、抄本1通	300	500
戸籍に記載した事項に関する証明(身分証明)1件	100	200

譲渡所得に対する税金は、次のようになります。

○長期（譲渡をした年の1月1日において、所有期間
が10年を超える土地、建物）譲渡所得が、4,000万円
以下の場合。

区分	税率
国税 (所得税)	課税長期譲渡所得金額 (費用等を差引いた金額) ×20%
住民税 個人町民税	" ×4%
住民税 個人県民税	" ×2%
国民健康保険税	(費用を差引いた金額) ×4.4%

※国民健康保険税は世帯主等の所得と合算して課税さ
れます。

○居住用財産（申告者が現に居住していた）を売った
ときは、所得税には特別に3,000万円が控除される
制度もあります。